

防府市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

平成23年9月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、防府市環境保全型農業直接支払交付金交付事業（以下「事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させることを目的とする。

(交付金の対象等)

第3条 この交付金の対象者は、防府市内に農地を有し、かつ、交付等要綱別紙第1の1並びに実施要領第1及び第2に定める要件を満たし、別表の対象農地の欄に掲げる農地において、対象となる取組の欄に掲げる取組を実施した者（以下「事業実施主体」という。）とし、別表の交付単価により交付金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、国が実施要領第6の3(2)に基づき、国が交付する環境保全型農業直接支払交付金の額の調整を行ったときは、交付金の額は当該調整後の額と同額とする。

(交付の申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする事業実施主体は、防府市環境保全型農業直接支払交付金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の交付の決定をし、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

(事業の変更又は廃止)

第6条 前条による交付金の交付の決定を受けた事業実施主体は、事業の内容を変更又は廃止するときは、防府市環境保全型農業直接支払交付金変更等交付申請書(第2号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、その旨を、当該事業実施主体に通知するものとする。

(事業の実績報告)

第7条 事業が完了した事業実施主体は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定があった年度の末日のいずれか早い日までに、防府市環境保全型農業直接支払交付金実績報告書(第3号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告書が適当であると認めたときは、交付金の額を確定し、その旨を事業実施主体へ通知するものとする。

(交付金の交付)

第9条 前条の通知を受けた事業実施主体が、交付金の交付を受けようとするときは、防府市環境保全型農業直接支払交付金交付請求書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、概算払により交付金を交付することができる。

3 事業実施主体は、概算払により交付金の交付を受けようとする場合は、防府市環境保全型農業直接支払交付金概算払請求書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付金の返還等)

第10条 市長は、事業実施主体が当該交付金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、当該交付金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行し、平成23年度に係る事業から適用する。

(失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年4月16日から施行し、平成25年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月16日から施行し、平成27年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月5日から施行し、令和元年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

別表

対象農地	対象となる取組	交付単価 (10アール当たり)
農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に基づき指定された農業振興地域）内に存する農地	1 化学肥料及び化学合成農薬の使用を山口県の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下、「5割低減の取組」という。）とカバークロープ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組	6,000円
	2 5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	4,400円
	3 有機農業（化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業）の取組	12,000円
		このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算。 (ただし、そば等雑穀及び飼料作物は3,000円)
	4 5割低減の取組とリビングマルチ（うち、小麦・大麦類）	5,400円（3,200円）
	5 5割低減の取組と草生栽培	5,000円
	6 5割低減の取組と不耕起播種	3,000円
	7 5割低減の取組と長期中干し	800円
	8 5割低減の取組と秋耕	800円
9 有機農業の取組の拡大に向けた交付等要綱別紙第1の4（10）に規定する活動	4,000円	

※対象面積のアール未満切り捨て

第 1 号様式

防府市環境保全型農業直接支払交付金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住所
組織名
代表者名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、防府市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第 4 条の規定により 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組み、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させることを目的とする。

2 実施事業の内容

対象事業	面積(単位：a)	交付申請額(単位：円)
カバークロープ		
堆肥の施用		
有機農業 (そば等雑穀・飼料作物以外)		
有機農業 (そば等雑穀・飼料作物)		
草生栽培		
その他		
計		

(注1) 面積の a 未満は切り捨て

(注2) 必要に応じて行を追加すること

3 添付書類

- ・構成員ごとの取組内容及び取組面積のわかる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式

防府市環境保全型農業直接支払交付金変更等交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住 所
組織名
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
事業について、下記のとおり変更・廃止したいので防府市環境保全型農業直
接支払交付金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 理由

2 実施事業の内容

対象事業	面積(単位：a)	交付申請額(単位：円)
カバークropp		
堆肥の施用		
有機農業 (そば等雑穀・飼料作物以外)		
有機農業 (そば等雑穀・飼料作物)		
草生栽培		
その他		
計		

(注1) 対象面積の a 未満は切り捨て

(注2) 必要に応じて行を追加すること

(注3) 変更があった取組については、変更前の面積及び交付申請額を ()
に記載すること

2 添付書類

- ・構成員ごとの取組内容及び取組面積のわかる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

第3号様式

防府市環境保全型農業直接支払交付金実績報告書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住所

組織名

代表者名

年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、防府市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第7条の規定により報告します。

記

1 実施事業の内容

対象事業	面積(単位：a)	交付決定額(単位：円)
カバークロープ		
堆肥の施用		
有機農業 (そば等雑穀・飼料作物以外)		
有機農業 (そば等雑穀・飼料作物)		
草生栽培		
その他		
計		

(注1) 面積の a 未満は切り捨て

(注2) 必要に応じて行を追加すること

2 添付書類

- ・構成員ごとの取組内容及び取組面積のわかる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

第 4 号様式

防府市環境保全型農業直接支払交付金交付請求書

年 月 日

(宛先) 防府市長

請求者 住 所
組織名
代表者名

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあつた事業について、防府市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により下記のとおり請求します。

記

請求額 円

振込先

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・農協・漁協・信用組合	
	支店・店・支所・出張所	
口座番号・種別		1:普通 2:当座
フリガナ		
口座名義		

第 5 号様式

防府市環境保全型農業直接支払交付金概算払請求書

年 月 日

(宛先) 防府市長

請求者 住 所
組織名
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
事業について、防府市環境保全型農業直接支払交付金交付要綱第 9 条第 3 項
の規定により下記のとおり請求します。

記

概算払請求額 円

振込先

振込先 金融機関名		銀行・信用金庫・労働金 庫・農協・漁協・信用組合
		支店・店・支所・出張所
口座番号・種別		1:普通 2:当座
フリガナ		
口座名義		